

大阪大学産業科学研究所交通対策専門委員会内規

(趣旨)

第1条 この内規は、大阪大学産業科学研究所施設委員会内規（以下「委員会内規」という。）第6条第3項の規定に基づき、大阪大学産業科学研究所交通対策専門委員会（以下「専門委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 専門委員会は、構内の交通対策に関し必要な事項について審議し、その結果を産業科学研究所施設委員会に報告する。

(組織)

第3条 専門委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 委員会内規第3条第1項第5号の委員のうちから選ばれた委員 1名
- (2) 産業科学研究所の各研究部門（新産業創成研究部門及び特別プロジェクト研究部門を除く。）及び産業科学ナノテクノロジーセンターから選ばれた専任教員 各1名
- (3) その他専門委員会が必要と認めた者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任を妨げない。

(委員長)

第4条 専門委員会に委員長を置き、前条第1項第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、専門委員会を招集し、その議長となる。

(委員以外の出席)

第5条 専門委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を専門委員会に出席させることができる。

(ワーキンググループ等)

第6条 専門委員会は、必要に応じて、ワーキンググループ等を置くことができる。

2 ワーキンググループ等に関し必要な事項は、専門委員会が別に定める。

(事務)

第7条 専門委員会に関する事務は、産業科学研究所総務課で行う。

(雑則)

第8条 この内規に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、平成21年4月1日から施行する。